

2020年5月14日

臨床動作法に関するオンライン研修ガイドライン

日本臨床動作学会 資格認定委員会・研修委員会
資格認定委員会 委員長 宮脇宏司
研 修 委 員 会 委員長 藤吉晴美

はじめに

昨今の社会情勢に鑑み、遠隔研修の特性を踏まえた上で、参加者が理解しやすく、意義ある研修を安全に行うため、本学会は資格認定委員会及び研修委員会の合同による研修検討会議を設け、オンライン研修について以下のようなガイドラインを作成した。これに沿って実施された研修機会は、本学会の臨床動作法諸資格認定に要する研修ポイントの認定対象となる。

ここでいうオンライン研修とは、Skype、Zoom、Teamsなどのインターネット通話・会議システムを利用して講師と参加者が遠隔の状況においてなされる研修とする。

A. 研修内容

臨床動作法の研修は理論・技法・ケース研究の3分野により構成されるものである。研修機会の主催者及び臨床動作学講師には、オンラインでの研修を実施するにあたって、以下に示す研修内容に沿って企画提供することが求められる。

実施にあたっては、各研修会の参加者ニーズに応じた研修内容を構成するよう心がけること。

1. 理論

臨床動作学について講義中心に行い、理解と考察を深める。

(例) 臨床動作法の成り立ち、定義、体験治療論、援助仮説、援助プロセス、援助の際の留意点、研究知見等

2. 技法

援助・被援助体験等を中核として、臨床動作法による援助技術の習得と向上を図る。

(例)基本的姿勢と配慮、各動作課題の理解、動作アセスメント、動作課題の選択、援助・被援助体験、動作体験の共有等

技法研修については、オンライン研修特有の要件等があるので別項 (B.オンライン研修の実施要件) を作成した。参照のこと。

3. ケース研究

臨床動作法を適用した事例の研究を行う。

(例) 各事例を構成する臨床心理学的状態と臨床動作学的状態の把握 (アセスメント)、援助目標の設定。これを達成するための臨床動作学的援助の見立て (促すべき動作体験、課題選択、動作援助上の事例個別的配慮、援助進行の見通し等)、実施した動作援助による心理的効果の同定、見立ての検証と更なる効果的援助の考察等

B. オンライン研修の実施要件

1. 開催に要する通信環境

- 1) 主催者は実施にあたって、通信回線、利用システムのセキュリティ対策を整え、安全な研修環境を確保するように努める。
- 2) オンライン研修には以下の通信回線、通信端末、通信機能等の設定が必須である。また、主催者は参加者に対してこれらの受講上の要件を明示すること。
 - ① 動画データは大容量であるので、開催にあたっては通信回線の安定のためにWi-Fi環境もしくは有線LAN環境を推奨する。
 - ② 通信端末 (PC、タブレット、スマートフォン等) には、マイクとカメラが備わっている (外付けでも可) ことが必要である。
 - ③ 受講時にはビデオをONにし自分の画像を映しながらの参加が必要である。(音声のみの参加は、参加要件を満たさない)
 - ④ なお上記要件①から③を満たすことが困難な参加者には、個別の対応を検討する。
 - ⑤ 研修中第三者に妨げられることのないよう、受講環境を整えることを参

加者に求める。

3) 研修中のウェブトラブル対応について

① 主催者側のウェブトラブル

主催者側のウェブ操作あるいはシステムに起因するトラブル（通信回線の問題、不正侵入等）があり、規定の研修時間を満たせなかった場合、その中断時間を補う研修を主催者は責任をもって行う。

② 参加者側のウェブトラブル

参加者側の事情により研修参加が中断した場合は、その中断した時間を研修時間から減ずる。参加時間数によって研修の修了を認められないことがある。

4) 研修記録の保存と開示に関する義務

① 主催者は実施した研修について、音声および画像を含む動画記録と使用した資料を保存しなければならない。なお、プライバシー保護の観点から受講者による研修中の動画記録保存は認めない。

② 資格認定委員会が求めた場合、主催者はその指示に従い保存された各研修の記録を当該委員会に提出するものとする。

③ 記録の保存期間は年度末の研修報告書提出後の2年間とする。

2. 開催時の留意

- 1) 開始にあたっては、参加者側が研修開始時間までに接続確認できるよう事前準備等に十分配慮すること。
- 2) “B. オンライン研修の実施要件 – 1. 開催に要する通信環境”に示す、回線・端末・受講環境等に求められる要件を参加者に示し、必要な実施環境を整えるよう促し、またその相談に応じること。
- 3) 双方向のオンライン動画利用は、通信量が多くまた端末の処理能力負担・電力消費も大きい。その為、通信端末がバッテリー駆動の場合には十分な充電準備が欠かせない。
- 4) 研修中、双方向のやり取りが活かされるように、参加者は討論・質疑の時間には積極的に発言するよう講師を通して求めること。

- 5) オンライン研修は独特の疲労感を持つことがある。主催者はこれに配慮し、対面式研修時よりも、水分補給の休憩等を適時はさむことが望ましい。
- 6) 参加者に対し、あらかじめ研修中は画像・音声及びチャット等の記録が保存されること。また資格認定委員の求めに応じてこの記録が提出されることを伝えておく。

3. 技法研修の要件

1) 技法研修をはじめるにあたって

臨床動作法の技法研修は、援助体験・被援助体験により、クライアントに動作課題を適用した際の援助を円滑・的確に行うことを主眼とする。直接対面による技法研修では、援助者が被援助者のからだに手を添えながら動作を援助する方法と、触れることなく言葉をかけながら援助する方法の2つを実施し、実感的に習得しやすいよう行ってきた。

オンライン研修では、当然のことながら実際に手を添えての援助ができない。したがって技法研修にあたっては、その点を補いつつ体験的な学習となるような工夫が必要とされる。

2) 技法研修の実施の方法

オンラインで技法研修を行うには次の2つの方法が想定される。

① ライブ研修

講師が遠隔の参加者に対してライブで動作課題等を提示するもの。

② 録画素材研修

あらかじめ録画した臨床動作法の実技（動作課題が提示され、動作援助している動画等）を講師による解説を伴い画面共有するもの。

4. 研究利用に関する倫理的配慮

オンライン研修についての研究を目的として画像・音声を記録する場合には、その目的を参加者に告げ、個人情報保護、プライバシー保護に十分に留意し、参加者の同意を得なければならない。また、研究発表に用いる場合にも、それらへの配慮はもちろんのこと、画像、音声の扱いには充分注意すること。

5. 今後に向けて

オンライン研修は今後ますます発展していく可能性を持った研修方法である。多くの参加者に同時に研修を行えることや、動画や資料の提示が容易であること、グループ分け討論が効率よく短時間で実施できるなどの特徴もある。実施にあたっては、その可能性を活かし、理解しやすく、効果的で、モチベーションの高まるような研修内容、研修構成を心がけるようにしたい。そして、インターネット、コンピューター等の新たな技術と利用方法の開発に常に寄り添い、安全性を確認しつつそれらを有効に活用するたゆまぬ研究と創意工夫をもって、より良い研修方法の開発に努めることが望まれる。

研修検討会議 構成員

資格認定委員会 宮脇宏司 丸山陽子 大石敏朗

研修委員会 藤吉晴美 大多和二郎